

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用であり、約4人に1人が年収200万円以下のいわゆるワーキングプアに陥っている。こうした低賃金で不安定な就労は、自立や結婚、出産を妨げ、また、親の貧困が子どもたちの成長、発達を阻害する貧困の連鎖が社会問題化している。

平成28年度の地域別最低賃金の改定で全国加重平均額が初めて800円を超えたが、それでもなお先進国では低い水準のままである。フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできない。さらに、時間額で218円に拡大した最低賃金の地域間格差が地方の労働力流出を招き、地域経済を疲弊させる要因になっている。地域経済を再生させる上でも、地域間格差の是正と、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

安倍首相は、「最低賃金を、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことが必要である。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指していく」と表明した。しかし、年3%の引き上げでは、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことを2020年までの目標と設定した政労使の雇用戦略対話における合意を先延ばしすることになる。そのため、政治的決断で直ちに1,000円に引き上げることが必要である。

また、景気刺激対策や公正取引の確立の観点からも、中小企業への助成や単価改善につながる施策を拡充しながら最低賃金を改善していくことが重要である。

よって、政府におかれては、最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を行うよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 } あて